

**公務災害・通勤災害
制度のあらまし**

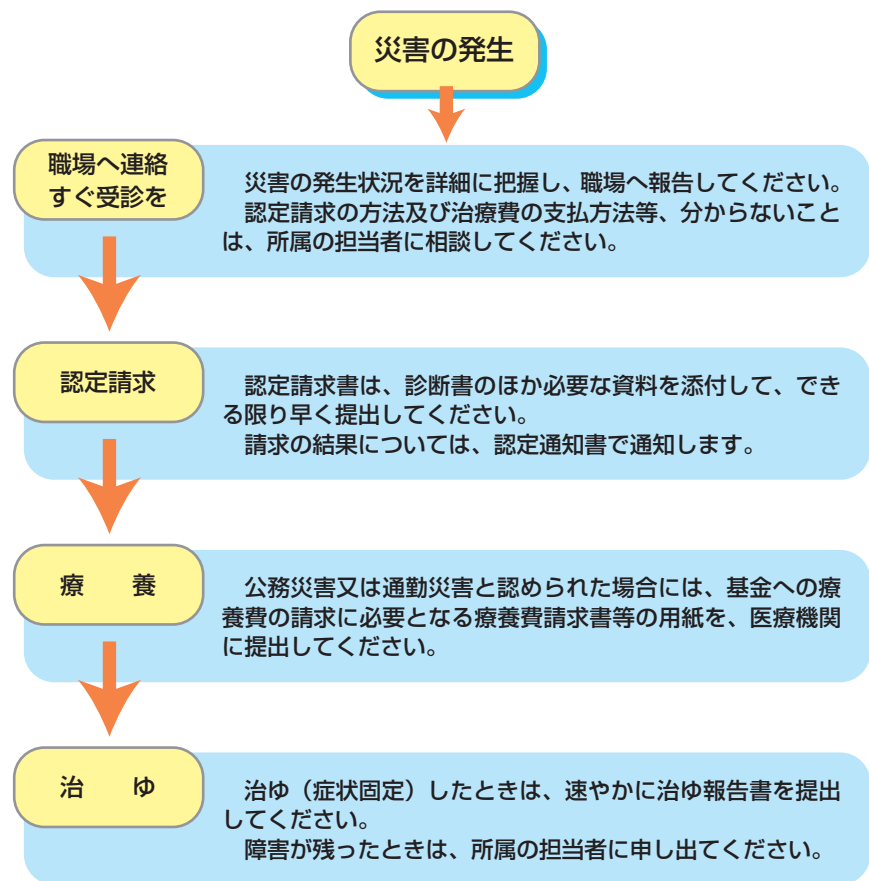
- ◆ 補償を受けるには
- ◆ 公務災害とは
- ◆ 通勤災害とは
- ◆ 補償の内容は



地方公務員災害補償基金東京都支部

補償を受けるには、まず認定請求を

補償を受けるためには、その災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が、公務災害又は通勤災害であるという認定を受ける必要があります。
認定及び補償は、被災職員やその遺族等の請求に基づいて行われます。
認定請求の手続は、すべて所属長・任命権者を通じて行われます。
認定請求に必要な書類や作成方法等は、所属の担当者に相談してください。



公務災害とは

職員に災害が発生した場合、それが公務災害として認められるためには、まず、職員が公務に従事し、かつ、その災害が公務に起因したものであることが必要です。

公務災害として認められるのは

- 通常又は臨時に割り当てられた自己の「職務を遂行中」の負傷
- 「任命権者が行う研修に参加中」の負傷
- 「任命権者の支配管理下において行われる健康診断中」の負傷
- 勤務時間中の用便等のための往復行為等の「職務遂行に伴う合理的行為中」の負傷
- 勤務開始前又は終了時の更衣等の「準備」又は「後始末」行為中の負傷
- 「出張中」の負傷
- 「任命権者が計画実施したレクリエーション参加中」の負傷等です。

次のような場合は、公務災害とは認められません

- 勤務時間中にタバコを買いに行く等の「私的行為中」の負傷
- 「本人の素因」により発症した疾病
- けんか等の「私的怨恨」による負傷



補償の内容は

公務災害又は通勤災害と認定されると、次のような補償を受けることができます。
「補償」は、身体的損害に限られ、物的損害や精神的損害（慰謝料）は含まれません。
※故意の犯罪行為若しくは重大な過失により事故を発生させた場合等は、休業補償等について補償制限の適用を受ける場合があります。



負傷又は疾病の場合	
療養補償	医師の診察、治療、薬剤、移送等必要な療養の費用は、原則として基金が負担します。ただし、服務関係で勤務先に提出する診断書料、差額ベッド代等支給の対象とならない場合がありますので、事前に所属の担当者に相談してください。
休業補償	傷病補償年金を受ける場合を除き、療養のため勤務することができない期間で給与が支払われなかったときに支給されます。なお、給与で措置する団体もあります。
傷病補償年金	療養を開始して1年6か月を経過しても傷病が治らず、一定の傷病等級に該当する状態が継続している間、その程度に応じて支給されます。
介護補償	傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者のうち、一定の障害等級に該当する場合、常時又は随時介護を受けるときに、支給されます。
障害が残った場合	
障害補償	傷病が治ったとき、残った障害の程度に応じて、年金又は一時金が支給されます。
死亡した場合	
遺族補償	死亡した職員の遺族に対して、遺族の状況に応じて、年金又は一時金が支給されます。
葬祭補償	死亡した職員の葬祭を行う者に対して、一時金が支給されます。

加害者のある災害の場合《交通事故（自転車事故を含む。）に遭った、飼い犬にかみつかれた、暴行を受けた等》は

- ① 補償の原因である災害が、第三者の行為によって発生した場合には、示談（賠償）先行か補償先行かを選択することになりますが、交通事故（自転車事故を含む。）の場合で、第三者が自動車の任意保険や自転車の総合保険に加入している場合には、基金の認定を待たずに迅速な補償を受けられること、また、基金の補償対象外である慰謝料のほか物損についても一括して補償が受けられることなどから示談先行をお願いしています。
- ② 交通事故の場合であっても、第三者が自動車の自賠責保険（強制保険）にしか加入していない場合や自転車の総合保険に加入していない場合、交通事故以外（飼い犬にかみつかれた、暴行を受けた等）の場合で、補償先行を選択した場合は、基金は、基金が補償した範囲内で当該第三者に対し損害賠償を請求することとなりますので、次のことに注意してください。
 - * 交通事故（自転車事故を含む。）の場合は、必ず直ちに事故発生を警察に通報し、相手方の加入保険内容（自賠責保険・任意保険）を記録しておくこと。
 - * 相手方の氏名、住所、電話番号、勤務先等を必ず確認しておくこと。
 - * 災害発生の状況をできるだけ正確に記録し、目撃者等の確認をしておくこと。
 - * 示談をする場合には、必ず前もって、所属の担当者を通じて基金に申し出ること。



通勤災害とは

職員が、勤務のため住居と勤務場所との間等を合理的経路及び方法により往復する途上で発生した災害は、原則として通勤災害となります。

合理的経路とは次のような場合を言います

- 通勤届や定期券による経路
- 通勤届や定期券による経路ではないが、通常これと代替することが考えられる経路
- 当日の交通事情により、やむを得ず迂回した経路

しかし、合理的経路及び方法により往復する途上で発生した災害でも…

次のような場合、経路の逸脱又は通勤の中断として、それ以後の災害は、通勤災害とは認められません

- その途中で「友人と居酒屋で酒を飲む」等の、通勤とは関係のない目的で経路からそれた（逸脱）場合
- 「道路上で、バッタリ出会った友人と長時間にわたって話をする」等、経路上であっても通勤とは関係ないことをした（中断）場合
ただし、「パン、米、肉、野菜等の食品を購入」したり、「理髪店で調髪」をする等の「日常生活上必要な行為」を、「やむを得ない事由」で、「最小限度」行う場合には、合理的経路に復した後に発生した災害は通勤災害となります。